

令和３年度第１回広島市男女共同参画審議会会議録

1 開催日時

令和３年１０月２９日（金）午前１０時から１２時

2 開催場所

広島市役所本庁舎２階講堂（広島市中区国泰寺一丁目６番３４号）

3 出席者

(1) 委員（伊藤委員以降 50 音順）（15 名中 14 名出席）

木谷会長、寺本副会長、伊藤委員、岩見委員、大庭委員、貴田委員、北仲委員、佐々木委員
佐田尾委員、嶋治委員、中井委員、中谷委員、山田委員、山手委員

(2) 関係課（広島市）

人事課課長補佐、給与課長、介護保険課長、健康推進課長、障害福祉課長、障害自立支援課課長補佐、こども・家庭支援課長、雇用推進課長、農政課長、消防団室長、放課後対策課長

(3) 事務局（広島市）

市民局長、人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

(1) 開会

(2) 第２次広島市男女共同参画基本計画の推進状況（令和２年度）及びその評価等について

(3) 意見交換：コロナ禍における困難を抱えた女性に関する支援について

(4) 閉会

7 資料

- ・資料１：第２次広島市男女共同参画基本計画の推進状況（令和２年度年次報告）
- ・資料２：第２次基本計画の評価と次計画への展開について
- ・参考資料１：広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）における生理用品提供に係る相談事業（試行事業）の実施状況等について
- ・参考資料２：困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業（概要）

8 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

(3) 意見交換

(4) 閉会

【木谷会長】

それでは、議事に入りたいと思います。今日の議事は「第2次広島市男女共同参画基本計画の推進状況及びその評価等について」です。まず事務局からの30分程度の説明ののち、委員の皆様から様々な気付きなどをいただき、御議論いただきたいと思います。例年はこの議事で終わりなのですが、昨年度、事務局に対してディスカッションのようなことをしませんかと提案し、今回、取り上げていただきました。「コロナ禍における困難を抱えた女性に関する支援」として、一時間ほど意見交換を行いたいと思っていますので、御協力をお願いします。

それでは、議事「第2次広島市男女共同参画基本計画の進捗状況（令和2年度）及びその評価等について」に関して、事務局から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

それでは、資料1「第2次広島市男女共同参画基本計画の推進状況（令和2年度年次報告）」及び資料2「第2次基本計画の評価と次計画への展開について」に関して、御説明いたします。

（資料1及び資料2について説明。）

【木谷部会長】

ありがとうございます。

第2次基本計画の評価及び第3次基本計画への展開について説明いただきましたが、私から補足で説明すると、第2次基本計画における全体の構成は、大きな三本柱として「あらゆる分野における女性の活躍」、「安心・安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」があり、その下に9つの基本目標を掲げ、それらの各目標に沿う形で33の指標がぶら下がっていました。その33指標のうち、特に重要なものとして12の重点目標を中心に説明いただきました。昨年度、全体会や部会で議論を行い、第3次基本計画の構成を議論し、もう少しすっきりさせようということで、今まで9つあった基本目標を5つの基本方針に整理しました。また、33指標のうち、終了するもの、さらに注力して取り組むもの、新たに加えるものなど、26の指標に再整理し、今年度から進めているところです。

私はビジネススクールの教員であるためそういう視点で見めるのですが、目標が未達の原因というのは、大きく言えば4つあると考えます。一つ目は、目標値の設定がそもそも現実的ではなかった、PDCAのPlanが適切ではなかったというもの。二つ目は、実際の努力、取組が足りなかったというDoの部分に問題があるもの。三つ目は、適宜進捗状況を確認する過程で見直しが足りなかった、Checkの部分が足りなかったというもの。最後に、環境や状況が変わったことによるもの。目標が未達の場合には、このどれか一つに問題があったというのではなく、このPDCAのいずれか、または、全てに問題があったか、あるいは環境や状況の変化にあると考えられます。

33の指標について、実際に目標を上回った、達成することができたのは8つだけで、31分の8となっています。これではモチベーションが下がりますよね。そこで、私が事務局に申し上げたのは、未達とはいえ、どれぐらいのレベルまで行けたのか、実は97%まで行っていた、とか、85%まで行っていたとか、前回から非常に数字が伸びているとか、そういった面も見ないと評価にならないだろうということで、達成率に基づく評価も加えてもらいました。8割以上達成したものが22あり、なかなか頑張ったと言えると思います。特に、12の重点指標で言えば、100%達成したものは残念ながら一つしかなかったのですが、8割以上達成したものが9つありました。そうした状況も踏まえながら、第3次基本計画を推進していきたいと思っています。

それでは、委員の皆様から、御意見や御質問をお願いします。

【貴田委員】

15ページの「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」についてですが、女性に対する暴力をなくす運動として毎年街頭でリーフレット等配っています。昨年、パネルを作って、勝手にメールをチェックしたらいけない、とか、お金をねだったらいけないとなどという例を展示したのですが、若い男性が寄ってきて、「メールチェックしたらいけないのか。」と聞かれ、「そうですよ。」と答えたことがありました。この資料では、中学生以上の子どもたちにパンフレットを配布する、とあるのですが、より小さい子でもスマホやタブレットを授業でも使っており、体を自撮りして送って、というような被害に遭う子どもたちもいると思うので、小学校低学年から、自分の体を守る教育として、ただパンフレットを配るだけではなく、学校に具体的な事例を挙げたポスターを掲示するといったような工夫も必要ではないかと考えます。

それから、制服についてですが、最近はスラックスが選べるなど、自由に生徒本人が指定服を選ぶと

ということがありますが、広島市ではどういう状況になっているのでしょうか。他県で、子どもたちの下着の色が白じゃないといけないということがあったりして、以前高校に勤めていた先生に聞いたら、その先生の所属していた学校でもそうだったと言われ、本当にびっくりしました。先生が襟元を開いてチェックする、足をなでるようにしてスカートの丈を調べる、というようなことが行われていたようです。現在はどうかはわからないのですが、制服や下着の問題を始め、学校の校則がどうなっているのかというのは調べていただき、人権を無視するような過度な指導は是正していくべきではないかと思います。

また、18ページの「基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進」についてですが、現在、外国人技能実習生が、帰国するにも帰国できないというような状況の中、先日もDV被害に遭われたスリランカの方がきちんとした対応を受けられず亡くなられた、ということや、女性が妊娠して帰国することもできず、自宅で産んだり、殺人罪を問われたりという悲惨な事件もあったと思います。言葉の壁もあると思いますが、そういった人たちがきちんと相談できる体制を作っていけないといけないのではないかと思います。なお、朝鮮学園の高校無償化と外国人学校の幼保無償化が対象外となっていますが、朝鮮学校へ通わせている親の収入もコロナ禍で大変厳しくなっているかと思いますが、この国に暮らす全ての子どもたちの学びを保障するため、現在カットされている広島市の補助金について、ぜひ再開していただきたいと思います。

【北仲委員】

この計画の施策の指標において、市民意識調査など調査結果に基づくものと、審議会の委員が何%になったというような確実に進められやすいものとが混ざっていると思うので、濃淡を付けた方がよいかと思います。市で確実に取り組めるものは、ここ数年間で着実に成果が出てきているように思います。一方で、例えば、「男女の地位について『平等になっている』と感じている男女それぞれの割合を増やす」などは、社会学の観点から言っても、非常に解釈が難しく、昨年のように森元首相の発言などがあって意識が高まると、むしろ平等になってないと感じるという回答が多くなってしまうので、第3次基本計画にも目標としては入れましたが、社会全体の雰囲気もあり、それをどう読むのかというのは難しいと思います。同じ意識調査に基づくものでも、「固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす」については、規範意識の変容に係るものであり、測れるものなので、こちらを重点的に見た方がよいと考えます。そういう意味では、目標は達成できなかったけれども徐々に固定的な性別役割分担に賛成しない人が増えているということは、良い兆候であると思います。

同じく、「基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」についても同じことが言え、問題意識が高まると、被害を受けていると答える人が多くなる傾向が全国的に見られ、「暴力を受けた女性被害者の割合を減らす」というのも参考値として見るしかないものかと思います。相談窓口に行ったことがない、どこにあるかわからない、という方が堅実な目標設定だと思うのですが、ただ、そうなるとその取組として広報啓発を行う、ということになってしまいがちで、本当は実際にどんな良い支援ができていいのか、どれだけの被害者が救えているのかというのが大切であり、先ほど貴田委員もおっしゃったように、そこにつなぐりにくい人がいるのではないかと、とか、相談窓口へ行ったらどういうことをしてもらえたのか、対応がどうだったのかということもきちんと検討し、現在の窓口や相談体制が十分なのかということについて、本来はきちんと目指されるべきだと思います。

【伊藤委員】

感想なのですが、「基本目標8 人権を尊重する市民意識の醸成」について、固定的な性別役割分担意識は、男女においてだいぶ改善してきているということがありますが、最近思うのが、この日本の社会の中で、基本的にこうするべきだ、こうあるべきだ、とかいった感覚が非常に強く、生きづらさを感じる方が増えていると思います。男女についてもそうですが、年代によっても、若いからこうするべきだ、ということが多い気がして、もとを正せば、やはり教育なのだと思います。私たちも就学前の教育に関わっていますが、子どもをちゃんと一人の人として見ていく、子どもだから教えるべき、というのではなく、子どもたちもちゃんと考えることができる存在なので、文科省も主体的、対話的で深い学びとして自分で考えていこうということを一生懸命進めています、もっと自分たちで考えることを就学前からやっていけないといけないと改めて感じています。

【嶋治委員】

広島市でもいろんな取組をされているということがよくわかりました。そういう中で、小さい頃からの教育というのが非常に重要なのかなと感じています。こういう言い方をすると語弊があるかもしれませんが、年配の方はそれぞれその方の生き方がベースになって物事を考えていらっしゃるの、その生き方を変えるような取組はなかなか難しいのではないかと思います。長いスパンでこの問題は取り組んでいくという視点に立った方が、前向きに取り組めるかと思われ、次世代に希望を託すと言ったら少し言い過ぎかもしれませんが、小さい頃からの男性、女性に捉われない見方を学ぶ機会を得る必要があるかと思います。

もう一つは、私自身キャリアコンサルタントとしても活動しており、女性向けの講演会やキャリアアップというテーマで話をする機会があるのですが、これらも重要な取組であり、引き続きやっていく必要はあるのですが、意識の変革という点では、男性に向けた、また、経営者に向けた、意思決定ができる側の方に向けた発信などの取組に、一層力を入れて活動していくことが必要であり、経営のトップ、行政のトップ、様々な組織におけるトップが考え方を変え、女性に活躍してもらわないともったいないという意識を持っていただけるような取組をぜひ力を入れてやっていければいいのではないかと思います。

【佐田尾委員】

第3次基本計画の中で「女性委員がいない審議会をなくす」が新たに目標をとして設定されたのは良いことだと思いますが、女性委員がいない審議会はどこかを具体的に出して、なぜ女性委員がいないのかということ、この審議会で検討してみるという手もあるのではないかと思います。審議会は各部署が所管しているものなので、女性委員を増やすことが難しい場合には、その審議会自体の組織改編も検討するという、この審議会として提言してもよいのではないかと思います。私がかつて属していた広島市情報公開審議会は、現在は個人情報保護審査会と統合して部会という形にしています、もう少し横断的な組織改編をすれば、柔軟に対応できると思います。関係団体の当事者としては、充て職により人選の制約があるというのは頭の痛いところではありますが、この「女性のいない審議会をなくす」については、具体的な検討をしてみてもいいのではないかと思います。

【山手委員】

私は社会保険労務士であり、第3次基本計画の「基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立」に目が行くのですが、「民間企業における女性管理職の割合を増やす」と「民間企業における男性の育児休業取得率を上げる」について、令和7年度の目標値が国と同じだな、と思いました。来年10月に育休法が改正されますが、これを受けて広島市でもどのように変わるのかなというのが気になりました。

それから、医療従事者の働き方改革ということが言われていますが、コロナ禍で逼迫している中、どういう状況なのかが気になっており、国の施策なのでしょうが、せっかく中谷委員がいらっしゃいますのでお伺いしたいと思います。

【中谷委員】

医療人の養成ということであれば、昨年と今年、文科省と厚労省から、実習の状況、実習が本当に実践できているのか、何人が実習に出られたか、などという調査が医療職全般にかなり来ています。その中で、実習を受け入れない、PCR検査を検査済みでないと受けないというような医療機関もありますが、可能な限り対応するように、各都道府県の状況や実習生の状況に従って柔軟に対応するように、ということが文科省から出されています。ただ、学生がコロナによって実習が終了できなかったというような不利益を被らない対応ということで、かなりオンライン実習になっているのが現状です。卒後の学生を受け入れた施設、医療機関、医師、看護師、コメディカル（医療従事者）を始めとしてそれを受け入れた機関において、新卒を育て上げるような体制を作るように、ということが厚労省から出されていると伺っています。

【木谷会長】

ありがとうございます。

それでは、「第2次広島市男女共同参画基本計画の推進状況（令和2年度）及びその評価等について」に関しては、いったん終わります。他に御意見等あれば、事務局へ連絡をお願いします。

続いて、「コロナ禍における困難を抱えた女性に関する支援について」として意見交換をしていただ

きたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

参考資料1「広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）における生理用品提供に係る相談事業（試行事業）の実施状況等について」及び参考資料2「困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業（概要）」について、御説明いたします。

（参考資料1及び参考資料2について説明。）

【木谷会長】

ありがとうございました。それでは、御意見や御感想など、お願いします。

【中谷委員】

この課題は非常に重要と思いながら、資料を拝見しました。いろいろ経過があつて整理されたということは承知していますが、第2次基本計画に基本目標としてあった「生涯を通じた女子の健康支援」が、第3次基本計画で基本方針ではなくなっていることについて、危惧しています。指標の「経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす」に「経済的」というキーワードがありますが、ひとり親家庭の母や配偶者と離別や死別をした女性は、健康問題を持ち込みやすく、腎機能不全の方が非常に増えてきています。これは、そうした女性は、子どもを育てていくお金の必要性、十分な収入が得られない、望む仕事に就けない、などという理由から、経済的に非常に弱い立場に立たされており、世界的にもその関連性がデータで示されています。この事業においても、女性が相談に来られた際に、生活用品で不足しているものだけではなく、その方の健康状態や食事の状況などを聞いていただけたらよいと思います。また、肥満と貧困は相関しており、貧困の人たちは非常にカロリーが高いもの、スナック菓子や、満腹感を得るためにインスタントラーメンの汁まで飲む、などによって低栄養状態になってしまい、腎不全、がん、糖尿病などの疾患、高血圧になりやすいということがあります。第3次基本計画における女性の健康支援という観点からも、この取組を進めていただけたらと思います。

【木谷会長】

ありがとうございます。この事業も第3次基本計画につながっているということからも、良いものにしていただければよいと思います。

【北仲委員】

この「困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業」は、国の交付金を活用したものですが、この背景について説明します。きっかけとしてコロナということはあるかと思いますが、これはコロナ対策ではなく、今見据えられている法改正に関連したものです。厚労省の困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の中間まとめが2019年10月に出て、それを受けて、新法がつくられる方向になっており、現在与野党においてその骨子がつくられています。衆院選後、法案が示される予定であり、私が参加している団体もずっとこの検討会の委員で、現在も厚労省や関連団体とこの法案について議論して詰めているところです。

この「困難な問題を抱える女性」というのが何を表しているかというと、DV相談支援に関して広島市は配偶者暴力相談支援センターを設置していますが、真に責任を持っている機関は広島県こども家庭センターの女性相談部門、都道府県の婦人相談所です。これは、福祉の法律でもなく、売春防止法に基づいたものであり、歴史的な経緯からDVや性暴力の被害者、行き場のない女性などのいろいろな女性を、そのような枠組みや権限に限界がある機関で対応するようにする解釈や運用でここまで来ていて、これは明らかに破綻している状況で今のニーズに合っていないということで、困難な問題を抱える女性への支援を行う包括的で専門的な相談支援センター、婦人相談所に替わる機関をつくり、該当する売春防止法の項目を削除するという方向です。

DVや性暴力、人身取引の防止や被害者支援が従来からの目的なのですが、検討会においてターゲットになっているのは、若年女性です。若年女性というのは、一つの側面は虐待児の18歳以降ということです。虐待を受けて健康に安全に育っていないけれども、大人の年齢になった人たちの支援がない。もう一つの側面は、貧困です。特に都市部では、虐待に遭う家には居られなくなり、街に出てネットカフェなどに泊まり今晚行くところがない。そこで、インターネットで発信すると変な人につか

まって殺されたり、性産業において性搾取に遭う、など性暴力の被害を受けています。そういう人たちの支援は、従来の福祉制度の枠組みや、児童福祉の枠組み、DVの婦人相談所においては、どうしても全部は面倒が見切れない状況があります。メンタル面での課題や貧困なども併せて抱えている人たちであるため、基本的にはシェルターや立ち寄り場所を設置して、一緒に生活し、再出発できるように仕事を見つけ、暮らしていけるように全面的に支援するというようなことを、東京の複数の民間団体が手弁当で寄附を集めて活動しており、そこでかなり問題が見えてきました。そうした施設は、相当の相談の専門知識や力量が必要なのですが、今般のコロナの流行で問題が深刻化し、これまでは虐待を受けた若者たちだったのが今は貧困に陥った大学生も含まれるようになり、大学生は生活保護の受給が難しい場合があるなど、一層支援が難しい状況にあると聞いています。そのように必死で活動している民間団体に何とか資金を、ということでできたのが、つながりサポート型の交付金であり、この交付金による委託料で初めて給与が支払われたというようなことが東京では起きています。広島も含め日本中から東京へ被害者が相談に行ってしまうため、全国の他の地域で支援する団体にも、各自治体から委託料を支払えるようにするというのがこの事業です。

広島市でも、シングルマザーの貧困に焦点を当てることで、いろんな複合的な問題を抱えた人にリーチできるかもしれないし、もう一つは、若年の被害者にリーチして適切な支援をするということが目指せるかと思います。若年の被害者がどうしたら相談に来てくれるかは難しく、東京のような支援者が少ない中で何ができるかということになりますが、方向性としては、複合的な問題を抱え支援し切れていない女性の存在やそのニーズの洗い出しや、流川などの繁華街での支援ニーズを洗い出し、実際にそうした人たちの支援していくということかと思っています。そのような支援ができるほどの力量がある団体は、一朝一夕に出てくるわけではなく、何から始めていくのが良いのかを考えていく必要があります。コロナ禍で生理用品の入手が難しくなったことへの対応だけではなく、困難を抱えた女性の支援を民間団体しか行っていない現状を受けて、そこを手当てするものであるということを御理解いただければと思います。

【大庭委員】

労働の現場から御報告いたします。私が所属する雇用環境・均等室では、あらゆる民事的な労働相談を受けています。令和元年度においては、いじめ・嫌がらせが一番多かったのですが、次いで、自己都合退職で、辞めたいけれども辞めさせてくれない、次の人が見つかるまでいてください、というような相談が二番目に多かったのですが、令和二年度は、その自己都合退職が減り、解雇についての相談が、いじめ・嫌がらせに次いで多くなりました。解雇については、女性が特に多いというわけではないのですが、試行事業の結果にもあるように、コロナによる解雇や仕事の減少というようなことが現実としてあるのかと思っています。

今回、特に女性の貧困ということがクローズアップされている中で、三十数年私は同じような仕事をしていますが、この間、何かがあると女性が整理解雇の対象になるということが繰り返されてきました。女性であることを理由にした整理解雇は法律で禁止されていますが、例えば、営業事務の人だけを整理解雇したということになると、これは女性を対象にしたということではなく、その職種を対象にした整理解雇となるので均等法に反するというにはなりません。なぜ景気が悪くなったら、女性がこういう状況になるのかというと、やはり特定の職種に就いていたり、結婚、妊娠、出産で仕事を辞めざるを得ず非正規雇用労働者になっていることで解雇されやすい状態になるといった理由からかと思っています。

私が所属する雇用環境・均等室では、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を企業にお願いしているところですが、中には、今困っている女性がいる中で女性活躍どころではない、まずは貧困の女性を救うのが第一では、というようなことも言われたりします。ですが、困難を抱えた女性のための支援ということを踏まえつつ、長いスパンに立って、女性が結婚、妊娠、出産で辞めなくても良いように、特定の職種に固定されないようにする、という視点に立てば、この基本計画も非常に良いものになるのではないかと思います。

【寺本副会長】

皆様の発言の続きになりますが、やはりコロナ禍で収入が落ちて生理用品が買えないということからすると、結局職を失っているということです。そこで多いのは、やはり非正規雇用労働者です。第2次基本計画の指標「女性求職者の就職率を高める」が、第3次基本計画で「女性の就業率を高める」と変更されましたが、少し時代遅れという印象があります。就業率については「M字カーブ」がずっと問題になっていましたが、この状況は大分解消されており、今は「L字カーブ」として、正規で働い

ている人の率がどんどん減ってしまうところにあります。25歳から44歳の女性はかなり働いているが、収入が上がらないという問題にクローズアップしないと、なかなか実態が見えてこないと思います。

また、「若年求職者の就職率を高める」が第3次基本計画では削除になっていて、正確な実態の把握困難のためと書いてありますが、この理由についてもう少し説明をいただきたい。

それから、北仲委員がおっしゃったように、困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業について、特に若年女性の支援の問題というのがありましたが、18歳を超えてしまうと児童福祉法の対象ではなくなり、児童相談所の所管ではなくなります。かといって、婦人相談所が支援するかというと、まだ学生だったりして、その支援に適用しない、うまく支援できない方が本当にたくさんおり、制度の谷間として抜け落ちてしまう。うまく行けば弁護士につながり支援することがありますが、なかなかこの年代は、社会福祉協議会やゆいぽーとなどに足を運ぶような年代でもなく、大学や専門学校など、学校という居場所があればまだリーチできますが、そうした場所もないとつながることが難しくなる年代です。コロナ禍で家庭から出ないという状況が発生していて、ヤングケアラーという言葉も注目を浴びていますが、家の中で学校にも行かずに体調を崩した親や祖父母の面倒を見ているという子もいます。ずっと家の中にいて親から監視されていると、どこに行くのかと止められてしまい、携帯も持っておらず、助けを求めることができず夜間に警察に飛び込むというようなケースもあり、そこまでにならないとヘルプが出せないという問題があります。携帯まで持たせてもらえない子というのはなかなか少ないのかもしれませんが、そういうところにも非常に深刻な世帯全体の問題が隠れていて、そのような子どもたちの受け皿がどこにもないというのは非常に問題だと思っています。このつながりサポート事業について、若年女性の支援の実態ということであれば、弁護士会も事例を持っているため、必要であればお答えすることができると思います。

【木谷会長】

ありがとうございます。女性の就業率については、正規雇用ということにしっかり着目していくことが今後5年間に於いて非常に重要なポイントになると思いますので、その辺りも折り込んでいければと思います。

【貴田委員】

緊急電話相談窓口について、フリーダイヤルで設置するというのは非常に良いことだと思いますが、受付の時間帯はどのようになるのでしょうか。

【男女共同参画課長】

現在、受託業者から提案を受けているのは、土曜も含め週3回、10時から16時まで、としています。

【伊藤委員】

今、電話での相談はどのようなのでしょうか。それよりは、LINEなどにした方がより相談が来るのでしょうか。

【北仲委員】

私は、国のDV相談プラスという相談窓口の分析委員をしていたので、その関係から言いますと、確かに今の若い人は電話を掛けるのを嫌がるためオンラインチャットやLINE相談に乗り換えているのですが、本当の悩みなどを聞けるまで30分以上かかってしまい、その前にやめてしまう状況があります。それから、夜中はただ寂しいからずっとつながっていたいというふうな依存が出てきてしまうので、夜間に対応してはいけないということがあります。LINEなどのSNSを使うのであれば、どういう者が相談員をやるかが重要で、しっかり助けられる、情報へつながりを持っている者が対応しないと、「寂しいんですね。」とただ相手をしてしまうと、助けられるものも助けずに、話し相手になって終わってしまうという危険性があり、また、効率も悪いです。アクセスは電話よりも多くなりますが、本当に有効かどうかというのは、今検証が始まったばかりというところです。

【岩見委員】

いろいろな御意見を聞かせていただいて大変勉強になったのですが、生理用品の提供に係る試行事業について、30代から50代の方が相談に来られたということですが、その方々は小学生から中学生の女の子のお子さんもいたりする関係もあるかと思っています。私もキャリアコンサルタントとして就業環境等

について注視している中で、女性の貧困に関していろいろ調べたりしているところなのですが、実際に貧困で支援につながれる人というのはある程度の手段がある方だと思います。支援につながれない人というのは、携帯も持っておらず、情報を得るべき手段がない、または、複合的な問題があって家から出ることができないという方もいらっしゃると思いますので、例えば、公立の学校等、小学校、中学校、高校、大学などを通じて広く周知するとかかなり違ってくると思います。子どもからこの事業の周知につながって、親が動けるということもあると思いますので、そういった取組を行っていただきたいと思います。

また、計画についてですが、キャリアコンサルタントとして深く関わっているのが、第3次基本計画のLGBT等の性的マイノリティーの関係であり、今回取り組んでいただきありがとうございます。団体として活動している中で、中国地方は大変遅れがあると感じています。また、先ほど貴田委員もおっしゃいましたが、市立学校の制服の問題や、教職員側の知識の問題等があり、広島県においても活動しているところです。そういった中で、こういった項目を入れていただくのは大変ありがたいですし、市教委への働き掛けなどができればよいと思いました。

【中井委員】

生理用品の配布方法に触れていただいて大変ありがたいと思ったのですが、広島市では、ゆいぽーとに相談された方に、どのように受け取りたいか聞いて配布されたので受け取りやすかったかと思いますが、おそらくテレビなどで配布しています、と見ても、女性は男性が見ている中で取りに行くのは非常に難しいです。これは、避難所でも起きていることです。2016年の熊本地震の時に、男性の行政職員が支援に行って、生理用品をそのまま入り口付近にポンって置いたんですね。そうすると、女性は取りづらいんです。そういうことが男性の視点だとわからない。女性の視点が防災に必要というのはそういうところで、2018年の災害時、熊野町の事例ですが、最初は玄関に生理用品が置いてあったのですが、それだと多分取りに行きづらいだろうということを女性の民生委員さんが気付かれて、女性用トイレに御自由にお取りくださいと置いたことから取りやすくなった、ということがありました。この配布についても、ぜひ女性の視点を生かしていただきたいと思います。

それから、子どもたちへの教育という点について、こちらも防災教育と非常に関わりがあり、広島市ではまだ事例があったとは聞いていないのですが、東日本大震災の時に、避難所で女性が性犯罪にあったというケースがありました。広島の場合は、これまでは土砂災害等で一日ほど避難していればすぐに家に帰れるという状況があったのであまり目立ったケースはなかったのですが、今年は長期的に雨が続き、避難所に3日間以上いるという方もいらっしゃいました。そうすると、女性や子どもが性犯罪に巻き込まれるケースは非常に増えてきます。ただ、先ほども貴田委員がおっしゃいましたが、子どもたちが、それが性犯罪だということを知らなければ表に出てこないということがあるので、中学生向けのリーフレットではなくて、小学生からそういったことは犯罪なんだよということを伝えていくことは、非常に重要ではないかと思います。

それから、制服の問題ですが、例えば、昔だったら6月になったら夏服、10月になったら冬服と決められていましたが、気候変動によって季節感がなくなっていて、それを教師が押しつけてしまうと、災害時に何を着るかという時に、本当は着なければいけないものではなく、決められたものだから着なければいけないと考えてしまい、子どもが判断できなくなります。早目に子どもたちが判断できる教育環境というのでも整えていく必要があるのではないかと思います。伊藤委員がおっしゃった、子どもたち一人一人に耳を傾けるということが避難所でも非常に重要で、セーブ・ザ・チルドレンのホームページにも記載されていますが（※）、子どもは不安の表し方にいろいろあって、一人一人違うので、子どもに問い掛けて、今何が心配なのかをきちんと聞いた上で対応しないと、何年か経った後にPTSDを発症するということがありますので、こういったところにもぜひ目を向けていただきたいと思います。

第3次基本計画では「女性防災リーダーの割合を増やす」を入れていただいたのですが、それ以外の部分でも防災は関わってくるので、ぜひ皆さんと一緒に考えていければと思います。

（※）参考

「～災害などの緊急時、あなたはどのように子どもに声をかけますか？～緊急下の子どものこころのケア『子どものための心理的応急処置』」

<https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/>

【山田委員】

いろいろお話をお伺いして大変参考になりました。警察組織は、まだ女性の警察官は少なく、順次増員を図っているところなのですが、荒れた現場などではなかなか女性警察官が一人で出ていくということも難しく、いろいろサポートしながらやっているのですが、女性の活躍ができるようなサポートを行いながら、組織的に対応していきたいと考えています。

【佐々木委員】

先ほど大庭委員から解雇の相談が増えたとお話がありましたが、企業の視点から、雇用の面で申し上げますと、本会議所が6、7月でコロナの影響調査を実施し、約2,000社の企業から御回答いただいた中では、70数%は影響がないとの回答でしたが、一方で、約1割の企業がパート、アルバイトを含む従業員を減らした、との回答でした。業種によってばらつきがあり、男女のどちらかという聞き方はしていませんが、10社に1社は従業員を減らしたとお答えいただいている状況があります。

それから、日本商工会議所が、全国の会議所に向けて、多様な人材の活用に活躍に係る調査を実施し、先月取りまとめ結果が出たのですが、その中で、女性の活躍推進という項目がありました。全国の約8割の企業が女性活躍に取り組んでいるという回答がありましたが、半分以上の企業が、取り組んでいるが課題がある、とお答えいただいております。先ほど広島市でも表彰制度や職場環境の整備に係る研修会を開いているとのことで企業の取組自体は進んで数字としても上がってきていると報告いただきましたが、まだ課題があるということについて、今後整理していかなければいけないと感じています。

【木谷会長】

ありがとうございます。企業にはいろいろなことをお願いばかりなのですが、このテーマにおいては、職場、企業、経営といったところが非常に重要になってきますので、これからもよろしくお願い致します。

本日は、第2次基本計画が終了し、第3次基本計画が走り出しているということが、この新たなメンバーでしっかり確認できたかと思います。引き続き皆様の御協力をお願いします。

それでは、本日の議事については終了したいと思います。